

広島大学病院  
治験に係わる標準業務手順書

第 2.0 版 2020 年 2 月 17 日

## 【治験の原則】

治験は、次に掲げる原則に則って実施されなければならない。

1. 治験は、ヘルシンキ宣言に基づく倫理的原則及び「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」を遵守して行われなければならない。
2. 治験を開始する前に、個々の被験者及び社会にとって期待される利益と予想される危険及び不便とを比較考量するものとする。期待される利益によって危険を冒すことが正当化される場合に限り、治験を開始し継続すべきである。
3. 治験は、被験者の人権、安全性及び福祉に対する配慮が最も重要であり、科学と社会のための利益よりも優先されるべきである。
4. 治験薬は、その治験の実施を支持するのに十分な非臨床試験及び臨床試験に関する情報が得られていなければならない。
5. 治験は、科学的に妥当でなければならず、治験実施計画書にその内容が明確かつ詳細に記載されていなければならない。
6. 治験は、治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して実施しなければならない。
7. 被験者に対する医療及び被験者のためになされる医療上の決定に関する責任は、医師又は歯科医師が常に負うべきである。
8. 治験の実施に関与する者は、教育、訓練及び経験により、その業務を十分に遂行しうる要件を満たしていなければならない。
9. 全ての被験者から、治験に参加する前に自由意思によるインフォームド・コンセントを得なければならない。
10. 治験に関する全ての情報は、正確な報告、解釈及び検証が可能なように記録し、取扱い及び保存しなければならない。
11. 被験者の身元を明らかにする可能性のある記録は、被験者のプライバシーと秘密の保全に配慮して保護しなければならない。
12. 治験薬の製造、取扱い、保管及び管理は、「治験薬の製造管理、品質管理等に関する基準(治験薬 GMP)について」(平成 20 年 7 月 9 日付薬食発第 0709002 号)に準拠して行うものとする。また、治験機器及び治験製品の製造、取扱い、保管及び管理は、適切な製造管理及び品質管理のもとで行うこと。治験薬、治験機器及び治験製品は、治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して使用するものとする。
13. 治験は、あらゆる局面の質を保証するための手順を示したシステムが、運用されなければならない。
14. 治験に関連して被験者に健康被害が生じた場合には、過失によるものであるか否かを問わず、被験者の損失は適切に補償されなければならない。その際、因果関係の証明等について被験者に負担を課することがないようにしなければならない。

## 第1章 目的と適用範囲

### (目的と適用範囲)

第1条 本手順書は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)及び医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号。以下「GCP省令」という。)その他関連する通知に基づいて、広島大学病院(以下「本院」という。)における治験依頼者による治験の実施に必要な手続と運営に関する手順を定めるものである。

2 本手順書は、医薬品の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う治験に対して適用する。

3 医薬品の再審査申請、再評価申請又は副作用調査の際、提出すべき資料の収集のための製造販売後臨床試験を行う場合には、本手順書において、「治験」とあるのを「製造販売後臨床試験」と読み替えて適用するものとする。

4 「治験依頼者」とは、製薬企業等、本院に対して「治験を依頼しようとする者」又は「治験を依頼した者」をいう。

5 次の臨床試験については、本手順書を準用するものとする。

(1) 医療機器の治験

(2) 体外診断用医薬品の治験

(3) 再生医療等製品の治験

6 前項第1号に規定する医療機器の治験を実施する場合には、治験の原則1及び第1条第1項の「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)」に替え「医療機器の臨床試験の実施の基準の省令(平成17年厚生労働省令第36号)」を、前項第3号に規定する再生医療等製品の治験を実施する場合には、「再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)」を適用する。

7 第5項第1号に規定する医療機器の治験に本手順書を準用する場合には、「治験薬」を「治験機器」に、「被験薬」を「被験機器」に、「副作用」を「不具合」に、「再審査」及び「再評価」を「使用成績評価」に適宜、読み替えるものとし、同項第3号に規定する再生医療等製品の治験に本手順書を準用する場合には、「治験薬」を「治験製品」に、「被験薬」を「被験製品」に、「副作用」を「不具合」に適宜、読み替えて適用するものとする。

## 第2章 病院長の業務

### (治験の申請等)

第2条 病院長は、事前に治験責任医師となるべき者より提出された治験分担医師・治験協力者リストに基づき、治験分担医師及び治験協力者を了承するとともに、治験責任医師に治験分担医師・治験協力者リストにより通知する。また、治験依頼者に治験分担医師・治験協力者リストの写しを提供する。

- 2 病院長は、治験に関する治験責任医師と治験依頼者との文書による合意が成立した後、治験責任医師及び治験依頼者に対し、治験依頼書及び治験実施計画書等の審査に必要な資料を提出させるものとする。

#### (治験実施の了承等)

第 3 条 病院長は、治験責任医師に対して治験の実施を了承する前に、治験審査依頼書及び治験実施計画書等の審査の対象となる文書を治験審査委員会(以下「治験審査委員会」という。)に提出し、その実施について治験審査委員会に意見を求めるものとする。

- 2 病院長は、治験審査委員会が治験の実施の可否について決定を下し、その旨を通知してきた場合はこれに基づく病院長の指示及び決定を、治験責任医師及び治験依頼者に、文書で通知するものとする。ただし、治験審査委員会が治験の実施を却下する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、治験の実施を了承することはできない。
- 3 病院長は、治験審査委員会が修正を条件に治験の実施を承認し、その点につき治験責任医師及び治験依頼者が治験実施計画書等を修正した場合には、治験実施計画書等修正報告書及び該当する資料を提出させ、修正内容を確認し、治験審査委員会に提出する。
- 4 病院長は、治験審査委員会が治験の実施を保留する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、治験責任医師及び治験依頼者にそれに対する回答書及び該当する資料を治験審査委員会に提出させ、治験審査委員会の意見を再度求めるものとする。
- 5 病院長は、治験審査委員会の審査結果について異議申し立てがあった場合は、理由書を添えて治験審査委員会に再審査を請求することができる。
- 6 病院長は、治験依頼者から治験審査委員会の審査結果を確認するために審査に用いられた治験実施計画書等の文書の入手を求める旨の申し出があった場合には、これに応じなければならない。

#### (契約の締結)

第 4 条 病院長は、治験審査委員会の意見に基づいて治験の実施を了承した後、治験依頼者と治験契約書により契約を締結し、双方が記名押印又は署名し、日付を付すものとする。

- 2 治験責任医師は、契約の内容を確認するものとする。
- 3 病院長は、治験審査委員会が修正を条件に治験の実施を承認した場合には、治験実施計画書等修正報告書により治験審査委員会委員長が修正したことを確認した後に、治験契約書により契約を締結するとともに、前項を適用する。
- 4 病院長は、治験契約書の内容の変更する際には、第 1 項に準じて変更契約書を締結するとともに、第 2 項を適用する。

#### (治験の継続)

第 5 条 病院長は、実施中の治験について少なくとも年 1 回、治験責任医師に治験実施状況報告書を提出させ、治験の継続について、治験審査委員会の意見を求めるものとする。

- 2 病院長は、治験審査委員会の審査結果に基づく病院長の指示、決定を、治験審査結果通知書に

より、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。修正を条件に承認する場合は、第3条第3項に準じるものとする。

- 3 病院長は、治験審査委員会が実施中の治験の継続審査等において、治験審査委員会が既に承認した事項の取消し(治験の中止又は中断を含む。)の決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく病院長の指示・決定を、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 4 病院長は、治験依頼者から治験審査委員会の継続審査等の結果を確認するために審査に用いられた治験実施計画書等の文書の入手を求める旨の申し出があった場合には、これに応じなければならない。

#### (治験実施計画書の変更)

第6条 病院長は、治験期間中に治験審査委員会の審査対象となる文書が追加、更新又は改訂された場合は、治験責任医師又は治験依頼者から、それらの当該文書のすべてを速やかに提出させるものとする。

- 2 病院長は、治験責任医師及び治験依頼者より治験実施計画書変更の申請があった場合には、治験の継続の可否について、治験審査委員会の意見を求め、病院長の指示・決定を、治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 3 病院長は、人事異動等による治験責任医師等の変更がある場合には、治験依頼者に適切な情報提供を行うものとする。

#### (治験実施計画書からの逸脱)

第7条 病院長は、治験責任医師から被験者の緊急の危険を回避するため、その他医療上やむを得ない理由による治験実施計画書からの逸脱の報告があった場合は、治験依頼者にその旨を報告するとともに、治験審査委員会の意見を求め、病院長の指示・決定を治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

#### (重篤な有害事象の発生)

第8条 病院長は、治験責任医師より重篤な有害事象発生の報告があった場合は、治験の継続の可否について、治験審査委員会の意見を求め、これに基づく病院長の指示・決定を治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

#### (重大な安全性に関する情報の入手)

第9条 病院長は、治験依頼者より安全性に関する報告書を入手した場合は、治験の継続の可否について治験審査委員会の意見を求め、これに基づく病院長の指示・決定を治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。なお、被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重大な新たな情報には、以下のものが含まれる。

- (1) 他施設で発生した重篤で予測できない有害事象
- (2) 重篤な有害事象又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が治験薬概要書から予測できないもの

- (3) 死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、有害事象によるもの又は治験薬及び市販医薬品の使用による感染症によるもの
- (4) 有害事象若しくは治験薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告
- (5) 治験の対象となる疾患に対し効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告
- (6) 有害事象若しくは感染症により癌その他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告
- (7) 当該被験薬と同一成分を含む市販医薬品に係わる製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施

#### (治験の中止等)

- 第10条 病院長は、治験依頼者が治験の中止又は中断、若しくは被験薬の開発中止を決定し、その旨を文書で通知してきた場合は、治験責任医師及び治験審査委員会に、速やかにその旨及びその理由を文書で通知するものとする。なお、通知の文書には、中止又は中断についての詳細が説明されていなければならない。
- 2 病院長は、治験責任医師が治験を中止又は中断し、その旨を報告してきた場合は、速やかに治験審査委員会及び治験依頼者に、その旨及びその結果の概要又は中止・中断の理由を文書で通知するものとする。
  - 3 病院長は、治験責任医師が治験を終了し、その旨を報告してきた場合は、速やかに治験審査委員会及び治験依頼者に文書で通知するものとする。

#### (直接閲覧)

- 第11条 病院長は、治験依頼者によるモニタリング、監査並びに治験審査委員会及び国内外の規制当局による調査を受け入れるものとする。これらの場合には、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じ、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供するものとする。
- 2 直接閲覧に際しては、被験者のプライバシーに留意しなければならない。

### 第3章 治験審査委員会

#### (治験審査委員会の設置)

- 第12条 病院長は、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を行わせるため、治験審査委員会を院内に設置する。
- 2 病院長は、治験審査委員会の委員を指名し、治験審査委員会と協議の上、治験審査委員会の運営の手續及び記録の保存に関する業務手順書、委員名簿ならびに会議の記録及びその概要を作成し、当該手順書に従って業務を行わせるものとする。
  - 3 病院長は、治験審査委員会の手順書、委員名簿及び会議の記録の概要を公表するものとする。

ただし、治験依頼者から会議の記録の概要に知的財産権を侵害する内容が含まれていないか事前に確認したい旨の求めがあった場合には、求めに応じるとともに、必要があればマスキングなどの措置を講じた上で公表するものとする。

- 4 病院長は、自ら設置した治験審査委員会に出席することはできるが、委員になること並びに審議及び採決に参加することはできない。
- 5 病院長は、治験審査委員会の会議開催前に、総合医療研究推進センターによる事前審査を実施させるものとする。

## 第4章 治験責任医師の業務

(治験責任医師の要件)

第13条 治験責任医師は、以下の要件を満たさなくてはならない。

- (1) 治験責任医師は、教育・訓練及び経験によって、治験を適正に実施しうることを証明する最新の履歴書を、病院長に提出するものとする。
- (2) 治験責任医師は、本院に在籍又は本学に在籍する職員で本院において診療することに関して手続をとった常勤医師又は常勤歯科医師(助教以上)とし、治験を適正に実施することができる十分な教育・訓練を受け、原則として5年以上の臨床経験を有する者とする。
- (3) 治験責任医師は、治験実施計画書、最新の治験薬概要書、製品情報及びその他の文書に記載されている治験薬の適切な使用法に十分に精通していなければならない。
- (4) 治験責任医師は、医薬品医療機器等法第14条第3項及び第80条の2に規定する基準並びにGCP省令を熟知し、これを遵守しなければならない。
- (5) 治験責任医師は、モニタリング及び監査並びに治験審査委員会並びに国内外の規制当局による調査に協力するものとする。治験責任医師は、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じて、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供しなければならない。
- (6) 治験責任医師は、合意された募集期間内に必要数の適格な被験者を集めることが可能であることを過去の実績等により示すことができなければならない。
- (7) 治験責任医師は、合意された期間内に治験を適正に実施し、終了するに足る時間を有していなければならない。
- (8) 治験責任医師は、治験を適正かつ安全に実施するため、治験の予定期間中に十分な数の治験分担医師及び治験協力者等の適格なスタッフを確保でき、また適切な設備を利用できなければならない。
- (9) 治験責任医師は、治験関連の重要な業務の一部を治験分担医師又は治験協力者に分担させる場合には、分担させる業務と分担させる者のリストを作成し、予め病院長に提出し、その了承を受けなければならない。
- (10) 前号の治験分担医師は、本院に在籍又は本学に在籍する職員で本院において診療することに関して手続をとった医師又は歯科医師とし、原則として5年以上の臨床経験を有する

者とする。

- (11) 治験責任医師は、治験分担医師、治験協力者等に、治験実施計画書、治験薬及び各人の業務について十分な情報を与え、指導及び監督しなければならない。

(治験責任医師の責務)

第 14 条 治験責任医師は次の責務を負う。

- (1) 治験実施計画書の被験者の選択・除外基準の設定及び治験を実施する際の個々の被験者の選定に当たっては、人権保護の観点から及び治験の目的に応じ、健康状態、症状、年齢、性別、同意能力、治験責任医師等との依存関係、他の治験への参加の有無等を考慮し、治験に参加を求めることの適否を慎重に検討すること。
- (2) 同意能力を欠く者については、当該治験の目的上、被験者とするのがやむを得ない場合を除き、原則として被験者としないこと。
- (3) 社会的に弱い立場にある者を被験者とする場合には、特に慎重な配慮を払わなくてはならないこと。
- (4) 治験実施計画書及び症例報告書について治験依頼者と合意する前に、治験依頼者から提供される治験実施計画書案、症例報告書案及び最新の治験薬概要書その他必要な資料・情報に基づき治験依頼者と協議し、当該治験を実施することの倫理的及び科学的妥当性について十分検討すること。治験実施計画書及び症例報告書が改訂される場合も同様である。
- (5) 治験実施の申請をする前に、治験依頼者の協力を得て、被験者から治験の参加に関する同意を得るために用いる同意文書及びその他の説明文書を作成する。
- (6) 治験実施前及び治験期間を通じて、治験審査委員会の審査の対象となる文書のうち、治験責任医師が提出すべき文書を最新のものにすること。当該文書が追加、更新又は改訂された場合は、その全てを速やかに病院長に提出すること。
- (7) 治験依頼の申し出があった場合、治験依頼者との合意を行った後、病院長に治験実施の申請をすること。
- (8) 治験審査委員会が治験の実施又は継続を承認し、又は何らかの修正を条件に治験の実施又は継続を承認し、これに基づく病院長の指示、決定が文書で通知された後に、その指示、決定に従って治験を開始又は継続すること。又は、治験審査委員会が実施中の治験に関して承認した事項を取消し(治験の中止又は中断を含む)、これに基づく病院長の指示、決定が文書で通知された場合には、その指示、決定に従うこと。
- (9) 治験責任医師は、治験審査委員会が当該治験の実施を承認し、これに基づく病院長の指示、決定が文書で通知される前に、被験者を治験に参加させてはならない。
- (10) 本手順書第 17 条で規定する場合を除いて、治験実施計画書を遵守して治験を実施すること。
- (11) 治験薬を承認された治験実施計画書を遵守した方法のみで使用すること。
- (12) 治験薬の正しい使用法を各被験者に説明、指示し、当該治験薬にとって適切な間隔で、各被験者が説明された指示を正しく守っているか否かを確認すること。
- (13) 実施中の治験において少なくとも年 1 回、病院長に治験実施状況報告書を提出すること。



- (14) 治験の実施に重大な影響を与え、又は被験者の危険を増大させるような治験のあらゆる変更について、治験依頼者及び病院長に速やかに報告書を提出するとともに、変更の可否について病院長の指示を受けること。ただし、治験実施計画書の分冊を作成しており、当該分冊に記載された本院以外の実施医療機関に特有の情報を改訂する場合、あるいは症例報告書の見本の改訂にあつては、レイアウト(電子情報処理組織の利用による症例報告書にあつてはその仕様)のみの変更を行う場合は報告の必要はない。
- (15) 治験実施中に重篤な有害事象が発生した場合は、速やかに病院長及び治験依頼者に文書で報告するとともに、治験の継続の可否について病院長の指示を受けること。
- (16) 治験実施計画書の規定に従って正確な症例報告書を作成し、記名押印又は署名し、治験依頼者に提出すること。また治験分担医師が作成した症例報告書については、それらが治験依頼者に提出される前にその内容を点検し、問題がないことを確認した上で記名押印又は署名するものとする。
- (17) 治験が何らかの理由で中止又は中断された場合、あるいは治験責任医師自らが治験を中断し、又は中止した場合は、被験者に速やかにその旨を通知し、被験者に対する適切な治療、その他必要な措置を講じること。また治験責任医師自らが治験を中断し、又は中止した場合にあつては病院長に治験終了(中止・中断)報告書を提出すること。
- (18) 治験終了後、速やかに病院長に治験終了(中止・中断)報告書を提出すること。

#### (被験者の同意の取得)

第 15 条 治験責任医師及び治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、被験者に対して同意文書及びその他の説明文書を用いて十分に説明し、治験への参加について自由意思による同意を文書により得るものとする。ただし、当該被験者となるべき者が未成年者、意識障害者等の場合は、その親権者、後見人又は親族等同意をなし得る者(代諾者)に対して行うものとする。なお、被験者が説明文書を読むことができない場合は、立会人を立ち会わせての上で、行わなければならない

- 2 同意文書には、説明を行った治験責任医師又は治験分担医師、被験者が署名し、各自日付を記入するものとする。なお、治験協力者が補足的な説明を行った場合には、当該治験協力者も署名し、日付を記入するものとする。
- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、前項の規定に従って署名と日付が記入された同意文書の写し及びその他の説明文書を被験者に渡さなければならない。また、被験者が治験に参加している間に、同意文書及びその他の説明文書が改訂された場合は、その都度新たに前項の規定に従って署名と日付を記入した同意文書の写し及び改訂されたその他の説明文書を被験者に渡さなければならない。
- 4 治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者は、治験への参加又は治験への参加の継続に関し、被験者に強制したり又は不当な影響を及ぼしてはならない。
- 5 同意文書及びその他の説明文書並びに説明に関して口頭で提供される情報には、被験者に権利を放棄させるかそれを疑わせる語句、又は治験責任医師、治験分担医師、治験協力者、医療機関の法的責任を免除するかそれを疑わせる語句が含まれてはならない。

- 6 口頭及び文書による説明並びに同意文書には、被験者が理解可能で、可能な限り非専門的な言葉が用いられていなければならない。
- 7 治験責任医師又は治験分担医師は、同意を得る前に、被験者が質問をする機会と、治験に参加するか否かを判断するのに十分な時間を与えなければならない。その際、当該治験責任医師、治験分担医師又は補足的説明者としての治験協力者は、全ての質問に対して被験者が満足するよう答えなければならない。
- 8 被験者の同意に関連し得る新たな重要な情報が得られた場合には、治験責任医師は、速やかに当該情報に基づき同意文書及びその他の説明文書を改訂し、予め治験審査委員会の承認を得なければならない。また、治験責任医師又は治験分担医師は、すでに治験に参加している被験者に対しても、当該情報を速やかに被験者に伝え、治験に継続して参加するか否かについて、被験者の意思を確認するとともに、改訂された同意文書及びその他の説明文書を用いて改めて説明し、治験への参加の継続について被験者から自由意思による同意を文書で得なければならない。
- 9 治験に継続して参加するか否かについての被験者の意思に影響を与える可能性のある情報が得られた場合には、治験責任医師又は治験分担医師は、当該情報を速やかに被験者に伝え、治験に継続して参加するか否かについて被験者の意思を確認しなければならない。この場合、当該情報が被験者に伝えられたことを文書に記録しなければならない。
- 10 被験者の同意取得が困難な場合、非治療的治験を実施する場合、緊急状況下における救命的治験の場合及び被験者が同意文書等を読めない場合については、GCP省令第50条第2項及び第3項、第52条第3項及び第4項並びに第55条を遵守しなければならない。

#### (被験者に対する医療)

- 第16条 治験責任医師は、治験に関連する医療上の全ての判断に責任を負うものとする。
- 2 病院長及び治験責任医師は、被験者の治験参加期間中及びその後を通じ、治験に関連した臨床問題となる全ての有害事象に対して、十分な医療が被験者に提供されることを保証するものとする。また、治験責任医師又は治験分担医師は、有害事象に対する医療が必要となったことを知った場合には、被験者にその旨を伝えなければならない。
  - 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者に他の主治医がいるか否かを確認し、被験者の同意のもとに、主治医に被験者の治験への参加について知らせなければならない。
  - 4 被験者が治験の途中で参加を取り止めようとする場合、又は取り止めた場合には、被験者はその理由を明らかにする必要はないが、治験責任医師又は治験分担医師は、被験者の権利を十分に尊重した上で、その理由を確認するための適切な努力を払わなければならない。

#### (治験実施計画書からの逸脱等)

- 第17条 治験責任医師又は治験分担医師は、治験実施計画書からの逸脱又は変更を行ってはならない。ただし、被験者の緊急の危険を回避するためのものであるなど医療上やむを得ないものである場合又は治験の事務的事項(例えば、電話番号の変更)のみに関する変更である場合には、この限りではない。

- 2 治験責任医師又は治験分担医師は、承認された治験実施計画書から逸脱した行為を全て記録しなければならない。また、医療機器の治験を実施する治験責任医師は、その理由等を説明した記録を作成して治験依頼者に提出し、その写しを保存しなければならない。
- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者の緊急の危険を回避するためのものである等医療上やむを得ない事情のために、治験依頼者との事前の文書による合意及び治験審査委員会の事前の承認なしに治験実施計画書からの逸脱又は変更を行うことができる。その際には、治験責任医師は、逸脱又は変更の内容及び理由並びに治験実施計画書の改訂が適切な場合には、その案を可能な限り早急に病院長及び病院長を経由して治験審査委員会に提出してその承認を得るとともに、病院長の了承及び病院長を経由して治験依頼者の合意を文書で得なければならない。

## 第5章 治験薬等の管理

### (治験薬等の管理体制)

第18条 本院における治験薬(体外診断用医薬品を含む。以下本条及び次条において同じ。)、治験機器及び治験製品(以下「治験薬等」という。)の管理責任は、病院長が負うものとする。

- 2 病院長は、治験薬管理者、治験薬管理担当者、治験機器管理者及び治験製品管理者を置き、本院で実施される全ての治験の治験薬等を管理させるものとする。
- 3 治験薬管理者は、総合医療研究推進センター所属の薬剤師のうちから病院長が指名する。なお、治験薬管理者は、治験薬管理担当者に治験薬の保管・管理をさせることができる。
- 4 治験薬管理担当者は、総合医療研究推進センター所属の薬剤師(治験薬管理者である者を除く。)とし、治験薬管理者の補助者として治験薬を保管・管理する。
- 5 治験機器管理者は、当該治験を実施する治験責任医師とする。なお、治験機器管理者は、必要に応じて治験機器管理担当者を指名し、治験機器の保管、管理、保守点検を行わせることができる。
- 6 治験製品管理者は、当該治験を実施する治験責任医師とする。なお、治験製品管理者は必要に応じて治験製品管理担当者を指名し、治験製品の管理を行わせることができる。

### (治験薬の管理)

第18条の2 治験薬管理者は、治験依頼者が作成した治験薬等の取扱い及び保管・管理並びにこれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従い、GCP省令等を遵守して、全ての治験薬を適正に保管・管理する。

- 2 治験薬管理者は次の業務を行う。
  - (1) 治験薬の受領等に関すること。
  - (2) 治験薬の保管及び管理に関すること。
  - (3) 治験薬の使用状況及び治験進捗状況の把握に関すること。
  - (4) 未使用治験薬の治験依頼者への返却に関すること。
  - (5) 治験依頼者が作成した手順書に従った治験薬の受払いに関すること。

(6) その他治験薬の管理に関する事。

3 治験薬管理者は、治験実施計画書に規定された量の治験薬が被験者に投与されていることを確認する。

(治験機器の管理)

第 18 条の 3 治験機器管理者は、治験依頼者が作成した治験機器の取扱い及び保管、管理、保守点検並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従い、GCP 省令等を遵守して、当該治験機器を保管、管理及び保守点検を行う。

2 治験機器管理者は、次の業務を行う。

(1) 治験機器の受領等に関する事。

(2) 治験機器の保管、管理及び保守点検に関する事。

(3) 治験機器の使用状況及び治験進捗状況の把握に関する事。

(4) 未使用治験機器の治験依頼者への返却に関する事。

(5) 治験依頼者が作成した手順書に従った治験機器の受払いに関する事。

(6) その他治験機器の管理に関する事。

3 治験機器管理者は、本院において既に購入した既承認の医療機器が対照機器として移管された場合は、当該医療機器の名称、ロット番号又は識別番号、数量を記録し、当該医療機器の添付文書に記載された保管条件に従い、表示された使用期限内にのみ使用されるよう適切に管理する。

4 治験機器管理者は、治験機器の使用が治験実施計画書から逸脱していないことを確認する。

(治験製品の管理)

第 18 条の 4 治験製品管理者は、治験依頼者が作成した治験製品の取扱い及び管理に際して従うべき指示を記載した手順書に従って、GCP 省令等を遵守して、また、その特性に応じ、第 18 条の 2 第 2 項及び第 3 項又は前条第 2 項から第 4 項に準じて、当該治験製品を適切に管理する。

## 第 6 章 治験事務局

(治験事務局の設置)

第 19 条 病院長は、治験の実施に関する事務及び支援を行うために、総合医療研究推進センターに治験事務局を設置する。

2 病院長は、総合医療研究推進センター長の推薦に基づき、治験事務局長及び治験事務局員を指名する。

(治験事務局の業務)

第 20 条 治験事務局は、病院長の指示により、次の業務を行うものとする。

(1) 治験審査委員会の委員の指名に関する業務(委員名簿の作成を含む。)

- (2) 治験依頼者に対する必要書類の交付と治験の依頼及び申請手続の説明
- (3) 治験審査委員会が審査の対象とする審査資料の受付，治験審査依頼書の作成及び治験審査委員会への提出
- (4) 病院長の指示，決定の文書の作成と治験依頼者及び治験責任医師への交付(治験審査委員会の審査結果を確認するために必要とする文書の治験依頼者への交付を含む。)
- (5) 治験契約に係わる手続等の業務
- (6) 治験終了(中止・中断)報告書の受領及び治験終了(中止・中断)に関する通知書の交付
- (7) 記録の保存
- (8) 治験の実施に必要な手続及び書類の作成
- (9) その他治験に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

## 第7章 治験審査委員会事務局

(治験審査委員会事務局の設置)

第21条 病院長は，治験審査委員会の業務の円滑化を図るため，治験審査委員会事務局を設置する。

2 治験審査委員会事務局は，治験事務局が兼ねるものとする。

## 第8章 記録の保存

(記録の保存責任者)

第22条 病院長は，本院において保存すべき文書(記録を含む。)の記録保存責任者を次のとおり定めるものとする。

- (1) 診療録，検査データ，同意文書等：当該診療科の長
- (2) 治験の審査並びに受託に関する文書等：総合医療研究推進センター長
- (3) 治験薬に関する記録：治験薬等管理者
- (4) 治験責任医師が保存すべき文書：治験責任医師

2 病院長又は記録保存責任者は，本院において保存すべき必須文書が次条に定める期間中に紛失又は廃棄されることがないように，また，求めに応じて提示できるよう措置を講じるものとする。

(記録の保存期間)

第23条 病院長は，本院において保存すべき必須文書を，(1)又は(2)の日のうち遅い日までの間，製造販売後臨床試験の場合は再審査又は再評価が終了する日までの間，保存するものとする。ただし，治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には，保存期間及び保存方法について治験依頼者と協議するものとする。

- (1) 当該被験薬に係る製造販売承認日(開発の中止又は臨床試験の試験成績が承認申請書に添付されない旨の通知を受けた場合には、その通知を受けた日から3年が経過した日)
  - (2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日
- 2 病院長は、前項の保存期間が終了したものについては、原則として治験依頼者にその旨の文書を提出させるものとする。

## 第9章 業務の委託

(業務委託の契約)

第24条 病院長は、治験の実施に係る業務の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該委託を受けた者(以下、「受託者」という。)との契約を締結しなければならない。

- (1) 当該委託に係る業務の範囲
- (2) 当該委託に係る業務の手順に関する事項
- (3) 前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを病院長が確認することができる旨
- (4) 受託者に対する指示に関する事項
- (5) 前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを病院長が確認することができる旨
- (6) 受託者が病院長に対して行う報告に関する事項
- (7) その他当該委託に係る業務について必要

## 第10章 外部治験審査委員会への治験調査審議の委託

(外部治験審査委員会への治験調査審議の委託)

第25条 病院長は、本院の治験審査委員会以外の治験審査委員会(以下「外部IRB」という。)に調査審議を委託する場合は、予め、外部IRBの治験審査委員会標準業務手順書の写し及び委員名簿の写しを入手し、GCP省令等に基づき、当該外部IRBが適切に調査審議することができるか確認するものとする。

- 2 病院長は、外部IRBに治験の調査審議を委託する場合は、当該外部IRBの設置者と次に掲げる事項を記載した文書により契約を締結するものとする。
- (1) 当該契約を締結した年月日
  - (2) 本院及び当該外部IRBの設置者の名称、所在地
  - (3) 当該契約に係る業務の手順に関する事項
  - (4) 当該外部IRBが意見を述べるべき期限
  - (5) 被験者の秘密の保全に関する事項

- (6) 業務終了後も当該外部 IRB で継続して保存すべき文書又は記録及びその期間
  - (7) 当該外部 IRB の設置者は、本院が行う調査及び規制当局による調査の受け入れ、またそれらの求めに応じて当該外部 IRB が保存すべき文書又は記録の全てを直接閲覧に供すること
  - (8) その他必要な事項
- 3 病院長は、当該外部 IRB の求めに応じて関連する資料の提出等を行うものとする。
  - 4 病院長は、当該外部 IRB の審査結果を治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

## 第 11 章 その他

(手順書の改訂)

第 26 条 本手順書の改訂は、治験審査委員会及び総合医療研究推進センター運営委員会の意見を聴いて、病院長の承認を得るものとする。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日 第 1 版)

- 1 本手順書は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本手順書の施行に伴い、広島大学病院標準業務手順書(第 6.10 版)は、廃止する。
- 3 本手順書の施行の際、現にある書類で作成された資料等については、適宜対応することとする。

附 則(平成 30 年 7 月 20 日 一部改訂(第 1.1 版))

本手順書は、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。

附 則(平成 30 年 10 月 19 日 一部改訂(第 1.2 版))

本手順書は、平成 30 年 10 月 19 日から施行する。

附 則(2020 年 2 月 17 日 一部改訂(第 2.0 版))

本手順書は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

< 附記 >

広島大学病院標準業務手順書	第 5.00 版	平成 20 年 10 月 24 日	作成
	第 5.10 版	平成 21 年 3 月 31 日	改訂
	第 5.20 版	平成 24 年 3 月 30 日	改訂
	第 5.30 版	平成 26 年 3 月 25 日	改訂
	第 5.40 版	平成 26 年 5 月 30 日	改訂
	第 5.50 版	平成 26 年 8 月 4 日	改訂
	第 5.60 版	平成 26 年 12 月 12 日	改訂
	第 5.70 版	平成 27 年 1 月 30 日	改訂
	第 5.71 版	平成 27 年 4 月 30 日	改訂
	第 5.80 版	平成 27 年 7 月 14 日	改訂
	第 5.90 版	平成 28 年 3 月 30 日	改訂
	第 6.00 版	平成 29 年 2 月 27 日	改訂
	第 6.10 版	平成 29 年 6 月 27 日	改訂

広島大学病院治験に係わる標準業務手順書

第 1.0 版 2018 年 3 月 29 日 作成